

>>原子力規制庁宛て

1. 特重施設の経過措置期間について

事業者及び ATENA が 2025 年、法改正に伴う建設業界の労働環境の変化を踏まえて、特重施設の経過措置期間を全プラントについて 3 年延ばすよう規制委に依頼したが、規制委は 2026 年 2 月 18 日の定例会合において、他律的要因としては認められないとして退ける結論を確認した。ところが、同じ定例会合の場で規制委は、5 年で特重施設が完成した実績が少ないという理由で経過措置の見直しを行うとし、事務局に指示をした。経過措置期間の始点を変更するなどして、実質的に経過措置期間を延長する検討がなされる見通しである。

- (1) 特重施設の経過措置期間の延長（始点の変更等による実質的な延長も含めて）により、特重施設がない状態で原子炉が稼働する期間が長くなる。これにより、原発の安全性はより低くなるということ間違いはないか。
- (2) 特重施設の経過措置期間の延長（始点の変更等による実質的な延長も含めて）は、少なくとも他律的要因でない場合は行わないということ間違いはないか。
- (3) ATENA の要求については他律的要因としては認められないとして退けたが、5 年で特重施設が完成した実績が少ないというのも他律的要因としては認められないのではないか。
- (4) 特重施設の経過措置期間の延長（始点の変更等による実質的な延長も含めて）は、原発の安全性よりも事業者の原発停止期間を短くし、経済的利益の確保を優先することになる。これは、バックフィットの趣旨に反するし、経済性よりも安全性を優先せよとの、福島第一原発事故の教訓として規制当局が事業者に要求してきた事項にも反するのではないか。

◆新規制基準施行時

- ・一律に施行日（2023 年 7 月 8 日）から 5 年間の経過措置

◆2017 年…始点の変更

- ・適合性審査の長期化、特重の審査は本体の設計が前提…との理由で始点を本体施設の設工認に変更。
- ・5 年の期間については、安全上の重要性・対応に必要な期間等を総合的に判断して変更せず。

◆2019 年…事業者からの延長要求を却下

- ・事業者側より工事の大規模化・高難度化など状況変化を理由に経過措置期間の延長を要求
- ・規制委は、災害や社会的・経済的状況変化ない。ずるずると後ろにはバックフィットができなくなる。といった理由で却下。

2019.5.17 衆議院経済産業委員会での更田委員長（当時）の答弁

○更田政府特別補佐人 お答えをいたします。

特定重大事故等対処施設は、本体施設のテロ対策を含めた重大事故等対策に加えて、信頼性を向上させるための施設として、本体施設の工事計画認可日から五年以内に設置することを求めているものでございます。

その設置期限は、パブリックコメント等を通じて事業者の意見を聞いて定めたものであり、これまで事業者から提出された申請書では、期限内に設置完了予定である旨が明記をされております。

このような状況でありましたが、四月十七日に事業者から、工事が困難になったため、経過措置期限について対応を検討してほしい旨の説明があったところであります。

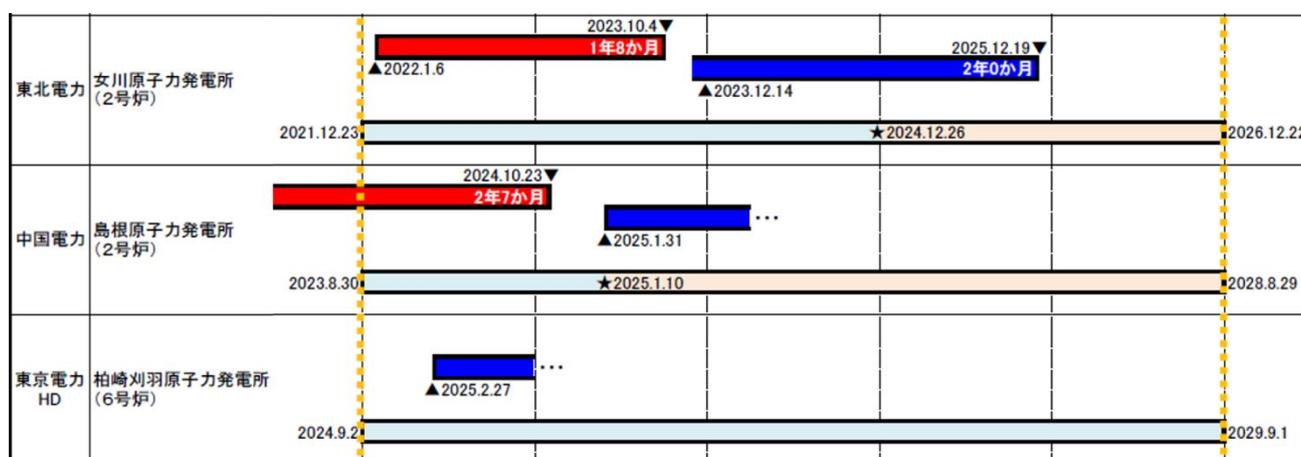
事業者の意見を踏まえ、四月二十四日の規制委員会におきまして議論を行い、期限を変更すべきとするような特段の状況変化は認められず、経過措置期間の期限の見直しは行わないと判断したものであります。

東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓の中でも最も大きなものの一つが、従来、継続的な改善、継続的に安全性の向上を目指していくというこの継続的改善が欠けていてというのが最大の教訓であります。いたずらに期限を延長することはこの継続的な改善を損なうこととなり、また、基準に適合しない状態を看過することができない、これを踏まえ、原子炉の停止を求めると判断したものであります。

今後とも厳格な原子力規制を実施してまいりたいと考えております。

◆2025年の事業者からの要求

- ・事業者側より法改定による建設業界の労働環境の変化という他律的要因を根拠に経過措置期間の3年間の延長を要求
- ・規制委は、労働環境の変化は他律的要因としては認められないとして事業者側の要求を却下。ところが、規制委は同時に、5年間では工事が間に合わないという実績を理由に経過措置の見直しを決め、事務局に対応を指示した。



2026/2/18 規制委資料4 参考3 特定重大事故等対処施設設置に係る審査・検査実績一覧より

◆交渉のポイント

- ・始点の変更も実質的に経過措置期間の延長であること
- ・他律的要因でない経過措置期間の延長は認められないこと
- ・原発事故の教訓を踏みにじる規制当局による事業者救済は許されないこと

2. 浜岡原発で発覚した基準地震動の不正事件について

(1)「原子力規制委員会として、審査プロセスの改善により対応すべき点などについて、今後検討していくこととしています」とのことだが、具体的にどのように検討するのか。

(2) 柏崎刈羽規制事務所長は柏崎刈羽原発に関する調査を表明しているが、事件が他の原発にも及ぶことの調査をどのように行うつもりか。

3. 柏崎刈羽6号機の制御棒トラブルについて

柏崎刈羽6号機は、2026年2月24日に今年に入って制御棒で5度目の警報を発報したが、今回は、警報の感度の問題などではなく、制御棒駆動機構で実際に分離が生じたことによるものである。2025年8月の機械的に壊れて引抜けなかったトラブルと同じ個所で発生しており、同じ原因により生じた可能性もある。中越沖地震後の引抜きトラブルと合わせて徹底した原因究明が必要ではないか。規制庁として把握している事項について説明されたい。

>>東京電力宛て

1. 柏崎刈羽6号機の2月24日の制御棒トラブルについて

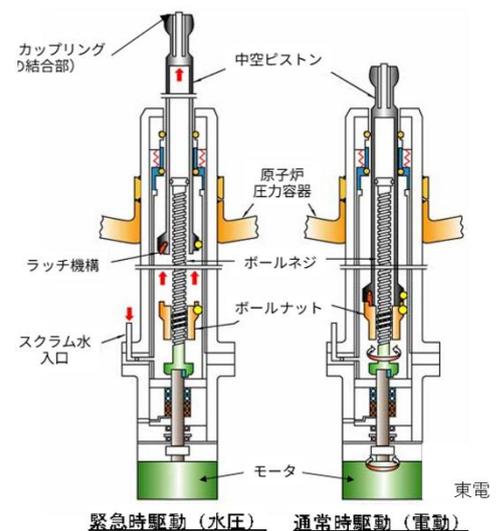
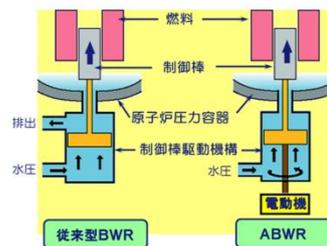
柏崎刈羽6号機は、2026年2月24日に今年に入って制御棒で5度目の警報を発報したが、今回は、警報の感度の問題などではなく、制御棒駆動機構で実際に分離が生じたことによるとみられている。2025年8月に発生した引抜きができないトラブルと同じ個所で発生しており、同じ原因により生じた可能性もある。

(1) 制御棒駆動機構において、中空ピストンとボールナットの分離が実際に発生したことを確認したのか。

(2) 原因について、異物の噛み込み等によると推定しているがどのような異物がどのように影響して分離に至ったと推定しているのか。

(3) 原因究明はどのように行うのか。2025年8月25日に生じたトラブルと同じ個所であり、同じ原因により生じた同じ原因により生じた可能性があるのではないかと推定しているのか。中越沖地震直後の引抜きトラブルと合わせて、徹底した原因究明が必要ではないか。

(4) 2026年2月17日の警報については原子炉の停止中に原因を究明するとしていた。2月24日の警報についても、原因を究明して対策するまでは原子炉を停止すべきではないか。



- 2月24日午前1時01分、制御棒の引き抜き操作を行っていたところ、1本の制御棒に分離警報※が発生し、起動操作を中断 ※中空ピストンが引っかかり、ボールナットのみが下がった場合に発生する警報
- 状況に関係者で確認した上で、異物の噛み込み等により分離が発生した際の手順書に則り、水圧駆動での制御棒挿入操作を実施
- 午前5時37分、当該制御棒の引き抜き操作を行い、動作に問題なく、分離警報も発生しないことを確認
- このため、午前6時25分に、制御棒の引き抜き操作を開始

東京電力 2026年2月26日公表資料

- 不具合のあった制御棒駆動機構の分解調査を実施したところ、通常では見られない傷がガイドチューブ※にあることを確認
- 傷の原因を調べたところ、ラッチがボールナットにしっかりと収まっていない状態で中空ピストンがガイドチューブ内を下降する際に、ローラーの動きが固く、ローラーがガイドチューブに引っかかったことによるものと判断
- 制御棒が引き抜けなかった原因は、その引っかかりによるものと推定
- そのため、当該制御棒駆動機構を予備品との入れ替えを実施
- 今後、電動での挿入・引抜きを行うことで同様の引っかかりが発生しないことを確認予定
- また、他の204体についても、電動での挿入・引抜き操作を行い、モーターの動作状況を電流測定し、引っかかりの兆候がないか1体ずつ確認していく
- その後問題がなければ、運転圧スクラム検査等、残りの健全性確認を実施する
- なお、不具合のあった制御棒駆動機構の分解点検の際に、加工時のバリやビニール片等も発見したが、いずれも今回の不具合を引き起こす要因にはなりえないと評価しており、炉内への混入も考えにくいことから、原子力安全上の影響はないと判断
- 今後も何かあれば立ち止まり、一つひとつ確実に安全最優先で対処していく

※：ラッチの外側に位置する筒状の部品

◆トラブルのメカニズムの推定

- ・ラッチがボールナットにしっかりと収まっていなかった
- ・ローラーの動きが固くガイドチューブに引っ掛かった

◆原因は解明されたのか？

- ・なぜラッチがボールナットにしっかりと収まっていなかったのか
 - ・なぜローラーの動きが固くなっていたのか
- 東電…「埃」・「錆」・「塵」・「スラッジ」等の固形物が影響したのと考えております…と回答
- ・この回答は東電10月9日付文書に矛盾する
 - ・「スラッジ」とは何か、量はどれほどか、引抜きにどう影響したのか、なぜ当該の1本だけなのか、他の制御棒はどうか…いずれも回答なし

2. 特重施設の経過措置期間について

事業者及び ATENA が 2025 年、特重施設の経過措置期間を全プラントについて 3 年延ばすよう規制委に依頼したが、東京電力も依頼に加わっていたのか。特重施設の経過措置期間の延長は、経済性よりも安全性を優先せよとの、福島第一原発事故の教訓にも反するのではないか。